

H23 年度 海外制度調査

シンガポールの原産地表示規則に関する調査

2011 年 10 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 シンガポール事務所

目次

1. 輸入の際に求められる原産地表示規制	1
(1) 食品	2
(2) 化粧品	6
(3) 医療機器.....	8
(4) 医薬品	8
(5) 健康食品.....	9
(6) タバコ製品	9
(7) 電池、塗料、殺虫剤、溶剤など有害物質を含有する製品	10
(8) 電気製品・ガス器具.....	11
(9) その他	12
2. 流通・販売において求められる原産地表示規制.....	12
(1) 食品（全般）	13
(2) 化粧品	14
(3) 医療機器.....	14
(4) 医薬品	14
(5) 健康食品.....	14
(6) タバコ製品	14
(7) 電池、塗料、殺虫剤、溶剤など有害物質を含有する製品	15
(8) 電気製品・ガス器具.....	15

1. 輸入の際に求められる原産地表示規制

シンガポールでは、輸出入規制法、税関法、消費者保護法では、原産地表示は義務付けられていませんが、一部の管理品目については所管法令のもと、輸入の際に原産地表示等を義務付けています。

シンガポールの輸入手続き全般を規定している「輸出入規制法 (Regulation of Imports and Exports Act, Chapter 272A, 1996 年改訂版)」及び同法の附属規定「輸出入規制 (Regulation of Imports and Exports Regulations)」では、輸入の際の原産地表示について何ら規定していません。

「税関法 (Customs Act, Chapter 70, 2004 年改訂版)」では、輸入される商品明細を含む完全かつ正確なマニフェストをシンガポール税関に提示することを規定しています（「税関法」第 39 条）が、特に原産地表示については言及していません。また、「消費者保護 (商品表示・安全基準) 法 (Consumer Protection (Trade descriptions & Safety Requirements) Act, Chapter 53, 1985 年改訂版)」等消費者に誤解を与え得る広告の禁止や商品表示誤表示に関する罰則規定などの関連規則はありますが、これらの法律も原産国表示を義務付けるものではありません。したがって、シンガポールでは、原産国を表示するか否かは、下記に述べる食品等の場合を除いて、任意とされています。

任意で原産地を表示する場合には、正しい内容であることが求められます。「輸出入規制法」第 28A 条では商品表示誤表示 (incorrect trade description) に対する罰則規定として、初犯で 10 万 S ドルまたは商品輸入額の 3 倍相当分のいずれか高い額の罰金と最長 2 年の禁固刑のいずれか、または両方が、再犯の場合には 20 万 S ドルまたは商品の輸入額の 4 倍相当分のいずれか高い額の罰金と最長 3 年の禁固刑のいずれか、または両方が科せられると規定しております。この罰則規定は輸入品のみならず、シンガポール以外の原産品をシンガポール産と偽って表示・輸出した場合にも適用されます。

<関連サイト>

○輸出入規制法およびその附属規定

<http://www.customs.gov.sg/topNav/leg/act/Regulation+of+Imports+and+Exports+Act.htm>

○税関法およびその附属規定

<http://www.customs.gov.sg/topNav/leg/act/Customs+Act.htm>

○消費者保護 (商品表示・安全基準) 法

<http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=345>

輸出入規制法、税関法、消費者保護法では、原産地表示は義務付けられていませんが、以下の一部の管理品目 (J-File シンガポール版の「貿易為替制度」下の「輸入品目規制」を参照のこと) については所管法令のもと、輸入の際に原産地表示等を義務付けています。

(1) 食品

① 生鮮果実・野菜

同国における生鮮果実・野菜の輸入に関連する規制として、「植物管理法 (Control of Plants Act、Chapter 57A、2000年改訂)」及び同法の附属規則「生鮮果実・野菜の輸入規則 (Import of Fresh Fruits & Vegetable Rules)」があり、輸入業者のライセンス取得義務や残留農薬基準、輸入表示規制等を規定しています。

「生鮮果実・野菜の輸入規則」第10条では、輸入される生鮮野菜・果実の容器（ダンボール箱、バスケット等）に、①生産者名、②生産者の住所、③容器に含まれる生鮮野菜・果実の名称、④その他監督官庁が随時指示する内容を表示しなければならないと規定しています。所管の農食品・家畜庁（AVA：Agri-Food & Veterinary Authority）では①～③に加えて、④輸出日および容器に荷詰めした梱包日の表示を義務付けています。

<関連サイト>

○シンガポール農食品・家畜庁の食品の輸入関連規則のページ

<http://www.ava.gov.sg/FoodSector/ImportExportTransOfFood/ReqToImportExportTransshipFood/>

○植物管理法およびその附属規則

<http://www.ava.gov.sg/Legislation/ListOfLegislation/>

② 米

シンガポールでは、あらゆる種類の米が「価格統制法 (Price Control Act、Chapter 244、1985年改訂版)」及び同法の附属規則「1990年価格統制(米)指令 (Price Control (Rice) Order 1990)」の下に管理されており、米の輸入業者は、シンガポール国際企業庁（IE シンガポール）からライセンスを取得し、政府の貯蔵米スキームに参加することが義務付けられています。

「価格統制法」第18条では大臣が輸入・販売時における原産地表示を含む規制等の指令を公報で通達することができることとされており、米の輸入に関しては、精白米以外のパーボイルド米などはシップメント毎に輸出国での試験機関による原産地を含む検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) と輸出業者が米の品種、数量、パッキングサイズ、輸入業者等を記載した確認状の提出が義務付けられています。

<関連サイト>

○シンガポール税関の米の輸入関連規則のページ

[http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/TradeNet/International+Enterprise+Singapore+Board+\(IES\)+Import+and+Export+of+Rice.htm](http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/TradeNet/International+Enterprise+Singapore+Board+(IES)+Import+and+Export+of+Rice.htm)

○貯蔵米スキーム

<http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/My+Portal/Main/Microsites/The+Rice+Page/ricestockpile>

③ 食肉・水産物

食肉（乾燥肉、加工肉、缶詰製品、肉が成分に含まれる加工食品、鶏卵を含む）や水産物（乾燥水産物、加工水産物、缶詰製品、水産物が成分に含まれる加工食品を含む）を輸入する際には、「食肉・水産物衛生法（Wholesome Meat and Fish Act、Chapter 349A、2000年改訂版）」及び同法の附属規則「食肉・水産物の輸出入・トランシップ規則（Wholesome Meat and Fish Import, Export & Transshipment Rules）」の適用を受けます。

「食肉・水産物の輸出入・トランシップ規則」では、輸入業者のライセンス取得義務や輸入に際して輸出国から取得する検疫証明書、輸入ラベル表示等を規定しています。「食肉・水産物の輸出入・トランシップ規則」第7条にて輸入表示基準が規定されており、輸入される食肉・水産物の梱包容器及びカートン毎に次の項目を表示しなければなりません。

- ① 食肉・水産物の明細
- ② 原産国
- ③ 食肉・水産物のブランド名
- ④ 食肉・水産物が処理された加工工場名と処理番号及び加工の日付
- ⑤ 食肉・水産物が梱包された事業所名と処理番号及び梱包の日付
- ⑥ 食肉・水産物が缶詰めにされた工場名とバッチ番号、缶詰コード
- ⑦ 食肉・水産物の梱包容器内の正味重量と梱包材の正味重量
- ⑧ 加工された肉製品の場合、当該肉製品を生産するために使用された動物が食肉処理された食肉処理場所名と処理番号及び食肉処理された日付

なお、水産物はいずれの国からでも輸入できますが、①殻なし冷蔵カキ、冷蔵ザル貝（トリ貝）、調理済み冷蔵エビ・小エビ、冷蔵カニ肉の輸入は食品安全上の理由で禁止され、②生カキはAVAの貝類衛生プログラム基準を満たす国・生産者のみから輸入が許可されています。2011年9月末時点で生カキの輸入が認められている国は、オーストラリア、カナダ、フランス、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、英国、米国となっています。

食肉については、AVAが承認した原産国及び生産者からのみ輸入することができます。日本からの食肉の輸入については、AVAが承認した認定肉処理工場からのみ輸入が認められています。日本における2001年9月の狂牛病発生以来、日本産牛肉の暫定的輸入停止措置が採られていましたが、2009年5月14日付けでAVAが承認した一部生産者からの輸入が再開されました。豚肉については2009年3月16日付けで一部生産者による冷凍豚肉の輸入が解禁されました。鶏卵については2006年5月17日付けで一部生産者による輸入が

解禁されました。その後、2010年4月の宮崎県における口蹄疫問題の発生により、日本産牛肉、豚肉、乳製品の輸入に対し2010年4月26日より再度暫定的に輸入停止措置が採られていましたが、2010年10月8日に停止措置が解除されました。2011年9月30日時点で、日本からの羊肉（マトン）、鶏肉の輸入は禁止されています。2010年12月15日時点で、AVA認定肉処理工場に指定されている事業所は、牛肉（冷蔵または冷凍）では鹿児島県、岩手県、群馬県、岐阜県、滋賀県の7事業所、豚肉（冷凍）では鹿児島県の1事業所、鶏卵では茨城県、沖縄県、青森県の3事業者となっています。

これら日本産食肉類を原材料として含む調整食料品についても、内容量に占める肉類の重量パーセントにかかわらず、原則として、輸入が禁止されているため、輸出業者は留意しなければなりません。

また、肉・同製品は第三国を経由することなく、輸出国より直接輸出されなければならないとされています。

シンガポールでは生きた家畜を輸入し、国内の処理工場で食用として処理する場合がありますが、ペットを含む生きた家畜を輸入する際には、「動物・鳥類法（Animals and Birds Act, Chapter 7, 2002年改訂版）」の適用を受けます。「動物・鳥類法」では輸入事業者のライセンス規定、輸入禁止扱いの病害虫、輸出国の政府機関が発行した動物検疫証明書の添付、輸入検疫、動物虐待の予防等を規定しています。

<関連サイト>

○シンガポール農食品・家畜庁の食肉・加工鶏卵の輸入関連規則のページ

<http://www.ava.gov.sg/FoodSector/ImportExportTransOfFood/AccredOfOverseasMeatEgg/>

○シンガポール農食品・家畜庁の食品の輸入関連規則のページ（食肉、水産物含む）

<http://www.ava.gov.sg/FoodSector/ImportExportTransOfFood/ReqToImportExportTransshipFood/>

○シンガポールへの食肉・同加工品の輸出が認められている原産国リスト

<http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/2CFF1FE3-8D20-4E7A-BC89-6368076F427B/23643/ApprovedMeatCountries120608.pdf>

○承認された海外の食肉処理加工工場リスト

<http://www.ava.gov.sg/FoodSector/ImportExportTransOfFood/AccredOfOverseasMeatEgg/List+of+overseas+meat+and+egg+processing+establishments.htm>

○食肉・水産物衛生法、動物・鳥類法およびその附属規則

<http://www.ava.gov.sg/Legislation/ListOfLegislation/>

④ 加工食品

加工食品（アルコール飲料・ノンアルコール飲料を含む）の輸入には「食品販売法（Sale

of Food Act、Chapter 283、2002 年改訂版) 及び同法の附属規則である「食品規定 (Food Regulations)」が適用され、食品原料、香辛料、穀類、加工食品を含む全ての食品・飲料の輸入は「食品規定」に明記されている食品規格や使用可能な食品添加物とその許容量などを遵守しなければならないとされています。なお、AVA は加工食品を「肉・肉製品、魚介類、生鮮野菜・果実を含まない調整食品」と定義しています。

事前に輸入ライセンス取得が義務付けられている加工食品には、人工甘味料及び人工甘味料を含む加工食品、放射線照射食品があります。それ以外の加工食品を輸入するにはライセンスは不要ですが、事前に AVA 検疫・検査部 (QID : Quarantine & Inspection Department) に加工食品輸入業者として登録しなければなりません。

「食品規定」第 5 条、第 14 条にて輸入表示基準が規定されており、輸入される加工食品は事前に所管の AVA に登録し、梱包容器及びカートン毎に次の項目を表示しなければなりません。

- ① 食品のブランド名 (ブランド名がなければ、食品メーカー名を表示)
- ② 輸入業者名
- ③ 輸入業者の住所
- ④ 食品明細
- ⑤ 原産国
- ⑥ 数量及び単位
- ⑦ 到着日

AVA 検疫・検査部では、生産者や加工工場を特定して輸入が許可される品目 (パン、チョコレート、乳幼児用シリアル、陸生巻貝、麺類など 10 品目) のほか、高度な食品安全管理を要する検査強化品目 (乳製品全般、陸生巻貝調製品、牛肉エキス、飲料水、醤油、豆腐製品、乾燥野菜・果実、ナッツ類、海藻など 28 品目) を指定しており、当該品目を輸入する際には原産国政府機関が発行する検疫証明書、製造ライセンス、化学・微生物分析レポートなど書類の提出が義務付けられています。これら品目を輸入する際には、必要書類提出後、AVA の検査官による抜取検査が実施され、合格となれば通関、国内販売が認められます。

<関連サイト>

○シンガポール農食品・家畜庁の加工食品の輸入関連規則のページ

<http://www.ava.gov.sg/FoodSector/ImportExportTransOfFood/ReqToImportExportTransshipFood/>

○食品販売法およびその附属規則

<http://www.ava.gov.sg/Legislation/ListOfLegislation/>

⑤ 福島原発事故以降に導入された日本産食品に対する産地証明

2011年3月11日に発生した原子力発電所事故により、シンガポールへ輸出される日本産食品の生産地や種類により輸入制限を受けることがあります。

<関連サイト>

○日本産食品の産地証明に関するAVAよりの通達

<http://www.ava.gov.sg/NewsEvents/PressReleases/2011/>

○ジェトロ 東日本大震災の国際ビジネスへの影響

<http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/>

○農林水産省 原発事故に伴う各国・地域の輸入規制

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

(2) 化粧品

シンガポールを含むASEAN加盟各国は2003年9月の経済閣僚会議で「ASEAN化粧品統一規制に関する枠組み(ASEAN Harmonized Cosmetic Regulatory Scheme)」に署名しました。この枠組みで、全ての加盟国が化粧品の製品登録認証の相互承認(Mutual Recognition Arrangement (MRA) of Product Registration Approvals for Cosmetics)とASEAN化粧品指令(ASEAN Cosmetic Directive、ACD)を導入することが採択されました。

シンガポールではACD導入に伴う化粧品の規制管理のため、新たに「保健商品法(Health Products Act、Chapter 122D、2008年改訂版)」及び同法の附属規則である「2007年保健商品(ASEAN化粧品指令)規定(The Health Products (Cosmetic Product - ASEAN Cosmetic Directive) Regulations 2007)」が2008年1月1日に発効され、これまで「医薬品法(Medicines Act)」のもとで化粧品の管理をしていた旧規則は無効となりました。

ACDの導入に伴って、所管のシンガポール保健科学庁(HSA: Health Science Authority)では、販売されるすべての化粧品の登録を義務付けており、ASEAN域外製造の輸入品にもASEAN化粧品GMP(Good Manufacturing Practice)の運用が求められるようになりましたので、輸出用化粧品製造業者はASEAN化粧品GMPに適合するGMPを策定・実施し、ASEAN化粧品GMPへの遵守を自主申告する必要があります。

ACD導入後、化粧品容器・包装への表示必須事項も製造日/使用期限、使用上の注意などが追加され、併せて、以下の事項のラベル表示が義務付けられました(「2007年保健商品(ASEAN化粧品指令)規定」第7条)。

- ① 製品名
- ② 用途
- ③ 使用方法
- ④ 成分(全成分)

- ⑤ 製造国
- ⑥ 内容量（重量または容量）
- ⑦ バッチ No
- ⑧ 製造日または使用期限（耐久性が 30 カ月未満の製品は使用期限を記載）
- ⑨ 市場販売責任者の氏名および住所
- ⑩ 使用上の注意（特に、Annex III、Annex VI、Annex VII のリストに掲載されている成分に関連している場合）

化粧品では、外箱に原産地表示をすることが必要であり、外箱のない場合は、化粧品の容器に表示することが必要です。表示言語は英語以外の言語の併記も可能ですが、英語表記は必須です。その他、表示に関する要件の詳細は ACD の付属書 Appendix II (ASEAN Cosmetic Labeling Requirements) を参照してください。

<化粧品輸出時の留意事項>

輸出者が化粧品を輸出する際の留意事項としては、日本の薬事法上、輸出用化粧品を製造する化粧品製造業者は、当該輸出品についての輸出用化粧品製造届書を製造開始の 3 カ月前までに厚生労働大臣宛に届け出なければならないことになっています。薬事法の規制や手続についてはジェトロウェブページ貿易・投資相談 Q&A の A-031101「日本から化粧品を輸出する際の注意事項」で詳しく説明されているので参照してください。

また、上記薬事法上の規制や手続とは別に、化粧品も安全保障貿易管理上のキャッチオール規制の対象となりますので、輸出貿易管理令別表第 4 の 2 に掲載されていない国（いわゆる非ホワイト国）であるシンガポールに輸出するに際しては、安全保障貿易管理規制品に該当するか否か自主的に該非判定する義務があります。場合によっては該非判定書の提出を求められます。安全保障貿易管理規制の対象になると思われる場合は経済産業大臣の輸出許可が必要で、そのコピーを輸出通関書類に添付する必要があります。

なお、輸出に際しては、輸出者側も上記 ACD、シンガポール化粧品管理規則、HSA の化粧品管理のためのガイドラインおよび ASEAN 化粧品 GMP をよく理解し、これら規定やガイドラインを遵守した輸出をする必要があります。

<関係サイト>

○シンガポール保健科学庁の化粧品関連規則のページ

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/cosmetic_products.html

○日本化粧品工業連合会

<http://www.jcia.org/>

○ASEAN Cosmetic Good Manufacturing Practice (GMP) – Training Modules

<http://www.asean.org/communities/asean-economic-community/item/agreement-on-the-asean-harmonized-cosmetic-regulatory-scheme-phnom-penh-2-september-2003>

○保健商品法およびその附属規則

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/legislation.html

(3) 医療機器

医療機器（コンタクトレンズ、外科縫合用器具全般、人工心臓弁、画像診断システム等）の輸入については、「保健商品法（Health Products Act、Chapter 122D、2008年改訂版）」及び同法の附属規則である「2010年保健商品（医療機器）規定（The Health Products (Medical Devices) Regulations 2010）」に基づき、事前に所管のシンガポール保健科学庁（HSA：Health Science Authority）において、販売される全ての医療機器の事前登録が必要です。

「2010年保健商品（医療機器）規定」では、原産地表示は特に義務付けられていませんが、①商標またはブランド名、②輸入業者の会社名、住所、コンタクト情報、③サイズ、正味重量、容量、ユニット数、④製品寿命などを表示することが求められています（「2010年保健商品（医療機器）規定」第15条）。

<関連サイト>

○シンガポール保健科学庁の医療機器関連規則のページ

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/medical_device_s.html

○保健商品法およびその附属規則

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/legislation.html

(4) 医薬品

医薬品の輸入については、「医薬品法（Medicines Act、Chapter 176、1985年改訂版）」に基づき、事前に所管であるシンガポール保健科学庁（HSA）での医薬品登録が必要です。この登録のためには、医薬品の成分名、分量、濃度、ラベル表示、用量、処方等の情報とともに医薬品証明書（Certificate of Pharmaceutical Product）、または生産国の原産地証明書をHSAの製品評価規制部（Product Evaluation and Regulation (PER) Unit）に提出しなければなりません。医薬品証明書または原産地証明書には、原産国（製造された国）、製造者住所、氏名が記載され、原産国の公的機関が発行したものとされます。医薬品登録後、輸入業者に輸入ライセンスが付与されることとなります。

<関連サイト>

○シンガポール保健科学庁の医薬品関連規則のページ

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/western_medicines.html

○医薬品法およびその附属規則

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/legislation.html

(5) 健康食品

健康食品（サプリメント）の輸入については、事前の商品登録や輸入事業者のライセンス取得が義務付けられていませんが、所管のシンガポール保健科学庁（HSA）は「健康食品ガイドライン（Health Supplements Guidelines、2011年9月改訂版）」にて混入が禁止されている成分、成分に含まれる重金属・微生物・ビタミン・ミネラル類の上限値や推奨されるラベル表示、効用表記等について規定しています。

「健康食品ガイドライン」では、①健康食品名、②有効成分名と各含有量、③甘味料、保存料、着色剤など添加物の成分名、④1日当たりの推奨摂取量、⑤内容量、⑥消費期限、⑦製造バッチ番号、⑧製造事業者名と住所、⑨輸入事業者または卸売事業者名と住所、⑩使用上の注意等の表示が推奨されています。

<関連サイト>

○シンガポール保健科学庁の健康食品関連規則のページ

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/complementary_medicines/supplements.html

○健康食品ガイドライン（2011年9月改訂版）

http://www.hsa.gov.sg/publish/etc/medialib/hsa_library/health_products_regulation/complementary_medicines/files_1.Par.94501.File.dat/HSGuidelines.pdf

○薬物販売法（Sale of Drugs Act）およびその附属規則

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/legislation.html

(6) タバコ製品

タバコ製品の輸入については、「タバコ（広告・販売管理）法（Tobacco（Control of Advertisements and Sale）Act、Chapter 309、2003年改訂版）」および同法の附属規則である「喫煙（タバコ広告・販売管理）（ラベル表示）規制（Smoking（Control of Advertisements & Sale of Tobacco）（Labelling）Regulations）」等の適用を受け、同法にてタバコ製品の輸入事業者のライセンス取得、健康被害の警告表示等を義務付けています。輸入に際しての原産地表示は特に規定されておられません。

<関連サイト>

○シンガポール保健科学庁のタバコ関連規則のページ

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/tobacco.html

○タバコ（広告・販売管理）法およびその附属規則

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/legislation.html

（7）電池、塗料、殺虫剤、溶剤など有害物質を含有する製品

環境に影響を与え、廃棄物処理に困難を伴うアンモニア、硫酸、酢酸、苛性ソーダ、水酸化カリウム、リン化合物、フェノール、有機過酸化物、オゾン層破壊物質、ニトロベンゼン、水銀（電池）、鉛（塗料）、酸化エチレン、シアン化物、有機塩素化合物、一酸化炭素、ヒ素化合物、アスベスト、陰イオン界面活性剤等有害物質を成分に含む電池、塗料、殺虫剤や溶剤等の輸入については、「環境保護管理法（Environmental Protection and Management Act、Chapter 94A、2002年改訂版）」及び同法の附属規則「環境保護管理（有害物質）規定（Environmental Protection and Management (Hazardous Substances) Regulations)」、「環境保護管理（オゾン層破壊物質）規定（Environmental Protection and Management (Ozone Depleting Substances) Regulations)」等の適用を受け、規定値を超える容量の有害物質を含有する製品を輸入・輸送・保管・販売する際のライセンス取得義務やラベル表示規制等を規定しています。

「環境保護管理法」では、例えば、鉛化合物を含む塗料の場合、鉛化合物の重量パーセントが 0.06%以下であれば同法の適用除外となり、それ以上の鉛化合物を含む塗料には容器に人体に危害を及ぼす恐れのある警告ラベルの表示（同法第 2 附表パート IV）を行わなければならないとされています。また、水銀化合物を含む電池のうち、水銀化合物を 0.001 重量%以上含む水銀電池、マンガン乾電池及び水銀化合物を 0.025%以上含むアルカリ・ボタン電池は同法の適用対象となると規定されています。

「環境保護管理法」及び「環境保護管理（有害物質）規定」では、規定値を超える有害物質を含有する製品を輸入する事業者はライセンス取得のため事前に所轄官庁である国家環境庁（NEA : National Environmental Agency）汚染管理部（PCD : Pollution Control Department）へ、輸入される製品の詳細報告をしなければならないとされています。その報告書は、輸出国の公的機関が発行したものとされています。汚染管理部はその報告を受けた後、その製品がどの HS 番号に該当するかを決定します。ライセンスを取得した後、同一製品を繰り返し輸入する場合は、そのライセンスを使用できます。ライセンス付与の条件として、有害物質を含有する製品の容器に、国家環境庁が指示する方法でラベル表示規則等が個別に指定されます。

<関連サイト>

○シンガポール国家環境庁の有害物質管理関連規則のページ

http://app2.nea.gov.sg/haz_sub.aspx

http://app2.nea.gov.sg/mgmt_hazsub.aspx

○管理されている有害物質リスト（124項目、2011年8月10日時点）と各々の規定値

<http://app2.nea.gov.sg/data/cmsresource/20090629934087284535.pdf>

○環境保護管理法およびその附属規則

<http://app2.nea.gov.sg/legislation.aspx>

（8）電気製品・ガス器具

シンガポールでは2002年に「消費者保護（商品表示・安全基準）法（Consumer Protection (Trade descriptions & Safety Requirements) Act, Chapter 53, 1985年改訂版）」が改正され、ほとんどの電気製品・ガス器具に対して「セーフティ・マーク（safety Mark）」表示が義務付けられています。「消費者保護（商品表示・安全基準）法」の附属規則である「消費者保護（安全規格）規定（Consumer Protection (Safety Requirements) Regulations）」では、国内で販売される家電製品・ガス器具等45品目の製品の安全性を確保するため、安全基準を満たす製品に対するシンガポール国家規格「セーフティ・マーク」の適合性評価・認証と輸入・販売事業者の事前登録を義務付けています。

認定機関であるシンガポール規格・生産性・革新庁（SPRING シンガポール）は、消費者保護登録制度（CPS スキーム）を管理し、「消費者保護（安全規格）規定」の下で、販売前に電気製品・ガス器具等の安全性を管理する権限を付与された政府機関です。登録された適合性評価機関は、市場で販売される登録製品が安全かつ信頼できるものであることをシンガポール国民に対して保証します。SPRINGが最終登録後に発行する「セーフティ・マーク」には、製造業者と製品に関するトレーサビリティのための8桁のコードが含まれており、その内容はオンラインで検証することができます。

なお、日本がシンガポールとの間で2002年に発効した日本・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）では、電気製品・ガス器具等が製品規格を満たしているかどうかの検査（適合性評価手続）につき、輸出国内の適合性評価機関が、輸入国の規格について実施した検査結果を、輸入国が受け入れることを相互に約束しています。この結果、日本の事業者がシンガポールに製品を輸出する場合、これまでシンガポールにおいて英語で実施していた適合性評価手続を、日本国内において日本語で実施すればよいことになり、認証期間の短縮や翻訳、出張等に伴うコストが削減されています。

<関連サイト>

○シンガポール規格・生産性・革新庁のセーフティ・マーク関連規則のページ

<http://www.spring.gov.sg/qualitystandards/cps/cps/pages/cps-scheme.aspx>

○消費者保護（商品表示・安全基準）法およびその附属規則

<http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=345>

（9）その他

シンガポールで輸入関税（輸入税）の対象となっている一部の管理品目（アルコール飲料等 HS コード 8 桁で 6 品目）の輸入において、シンガポールが他国との間で締結している FTA 等の二国間・多国間条約で取決められた各協定税率（優遇税率、FTA/EPA 特惠等）を適用する際には、商品カタログや輸出国の原産地証明書の提示が義務付けられています。

<関連サイト>

○シンガポール税関の原産地規則のページ

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/per/Classification+of+Goods.htm>

○シンガポール税関の「輸入品の原産地特定に関する税関裁定申告書」フォーム

<http://www.customs.gov.sg/NR/rdonlyres/52440B6F-BD68-4DC4-B722-08317E04F68D/21125/ApplicationForCustomsRulingonOriginDeterminationof.doc>

○日本・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）の概要

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/jsepa/

2. 流通・販売において求められる原産地表示規制

シンガポール国内流通時点で、原産地表示を義務付けする法律は「食品販売法」と「保健商品法」を除いてありませんが、「消費者保護（商品表示・安全基準）法」では、消費者保護の観点から、原産地を含む商品表示に偽った表示または誤認を生じさせる表示がなされている商品の販売勧誘・プロモーション・広告を禁止しています。場合によっては、罰則が科されることとなります。「消費者保護（商品表示・安全基準）法」第 15 条では不正表示に対する罰則規定として、1 万 S ドルの罰金と最長 2 年の禁固刑のいずれか、または両方が科せられると規定しております。

なお、「消費者保護（商品表示・安全基準）法」でいう商品表示（trade descriptions）とは、①商品の数量・長さ・幅・高さ・面積・容量・能力・重量、②商品の製造・生産・加工・修理工法、③商品の成分、④商品の消費期限を含む適合性・耐性・性能・動作・正確性、⑤（金・銀製品の）純度、⑥商品のその他の物理的性格、⑦商品の試験結果、⑧商品の認定機関による認証・型式認証、⑨商品の製造・生産・加工・修理の場所または日付、⑩商品の製造・生産・加工・修理者、⑪商品の前所有・使用者などの履歴を意味し、同法の適用除外となっている他法令に「食品販売法」と「保健商品法」が挙げられています（消費者保護（商品表示・安全基準）法附則）。即ち、「食品販売法」と「保健商品法」が適用される食品（全般）と化粧品の国内販売にあたっては、これら他法令で定められた表示義務に準拠することが求められています。

(1) 食品 (全般)

シンガポール国内で食品 (全般) を販売する際は、「食品販売法 (Sale of Food Act, Chapter 283)」及び同法の附属規則「食品規制 (Food Regulations)」の適用を受けます。消費者が購入に際し、その商品選択のための適正な情報を表示するために、「食品規制」第 5 条では、容器包装を施す者や小売業者等に対し、食用として販売されるあらゆる包装済み食品 (Prepacked foods) は、ラベル上に英語で以下の項目を印刷表示 (文字の高さは 1.5mm 以下であってはならない) するよう義務付けています。

- ① 食品の一般名称または (一般名称がない場合) 食品の概略
- ② (2 種類以上の成分を含む場合) 重量の多い順による原材料成分一覧表
- ③ (輸入食品の場合) 輸入業者または国内流通業者、販売代理店の会社名と住所
- ④ 正味重量または容量表示による内容量
- ⑤ (輸入食品の場合) 原産国
- ⑥ 賞味期限、消費期限、製造日、加工処理事業者名、加工処理日など食品規制に定められた表示義務のある追加情報 (着色料など食品添加物を使用した加工食品の場合は、使用原料一覧の次に例えば「tartrazine」(添加物名) か、「color (102)」(用途名と CODEX 添加物番号) か、「FD&C; Yellow No. 4」(用途名と色番号) などのいずれかで表記、放射線照射食品の場合は「IRRADIATED 加工食品の一般名称」を表記)

「食品規制」では、上記の一般要件に加えて、食品毎に表示に使用できない語句や追記すべき表示要件を規定しています。また栄養機能・カロリー表示などについては AVA のウェブサイト「Food Labelling」の項を参照願います。

なお、生鮮野菜・果実・水産物・食肉など生鮮品で包装されずに目方売り、ばら売りされるものについては、個々の食品への表示義務はありません。

食品等の小売事業者は、環境公共衛生法 (Environmental Public Health Act, Chapter 95, 2002 年改訂版) に基づき、所管の国家環境庁 (NEA : National Environment Authority) 環境衛生局 (EHD: Environmental Health Department) からフードショップ (Food Shop)、フードストール (Food Stall)、スーパーマーケット (Supermarket) のいずれかのライセンスを取得しなければなりません。また、レストラン、フードコート、喫茶店、ケーキショップ、ケータリング・サービス、その他民営の飲食店を営むにあたっては、環境公共衛生法に基づき国家環境庁環境衛生局からフードショップ (Food Shop) ライセンスまたはフードストール (Food Stall) ライセンスを取得しなければなりません。

<関連サイト>

○食品販売法およびその附属規則

<http://www.ava.gov.sg/Legislation/ListOfLegislation/>

○環境公共衛生法およびその附属規則

<http://app2.nea.gov.sg/legislation.aspx>

○Food Labelling

<http://www.ava.gov.sg/FoodSector/FoodLabelingAdvertisement/>

(2) 化粧品

化粧品の輸入の際に求められる原産地表示規制と同様の規制が流通・販売段階においても適用されます。

(3) 医療機器

医療機器の輸入の際に求められる表示規制と同様の規制が流通・販売段階においても適用されます。

(4) 医薬品

医薬品の国内販売については、「医薬品法 (Medicines Act、Chapter 176、1985 年改訂版)」及び同法の附属規則である「医薬品 (ラベル表示) 規定 (Medicines (Labelling) Regulations)」、「医薬品 (アスピリン製品ラベル表示) 規定 (Medicines (Labelling of Aspirin Products) Regulations)」、「医薬品 (漢方薬ラベル表示) 規定 (Medicines (Labelling of Chinese Proprietary Medicines) Regulations)」等に規定されたラベル表示を準拠しなければなりません。一般医薬品の容器・包装には、①医薬品管理者氏名、②医薬品が処方される薬局、医療機関等の名称と認識番号、③医薬品が処方される日付、④服用法、⑤医薬品名、⑥医薬品の成分と各含有量を表示しなければならないとされております（「医薬品 (ラベル表示) 規定」第 4 条）が、原産地表示は特に要求されていません。また、販売目的の医薬品の広告に関しては、医薬品 (広告・販売) 法 (Medicines (Advertisement & Sale) Act) の規制に準拠することが求められています。

(5) 健康食品

健康食品の輸入の際に求められる表示規制と同様の規制が流通・販売段階においても適用されます。

(6) タバコ製品

タバコ製品の国内販売については、「タバコ (広告・販売管理) 法 (Tobacco (Control of Advertisements and Sale) Act、Chapter 309、2003 年改訂版)」および同法の附属規則である「喫煙 (タバコ広告・販売管理) (ラベル表示) 規制 (Smoking (Control of Advertisements & Sale of Tobacco) (Labelling) Regulations)」等の適用を受け、同法にてタバコ製品の広告宣伝や販売促進、未成年 (18 歳未満) への小売や自動販売機による小売等を禁止してい

るほか、販売事業者のライセンス取得、健康被害の警告表示等を義務付けています。

「喫煙（タバコ広告・販売管理）（ラベル表示）規制」では、国内販売されるタバコ製品のニコチン・タールの含有量、健康被害の警告表示について表示内容と表示書式を細かく規定していますが、原産地表示については特に規定されておられません。

タバコ製品の小売事業者は、所管の保健科学庁（HSA）保健商品規制グループ（HPRG）タバコ規制部（TRB：Tobacco Regulation Branch）よりタバコ小売ライセンス（Tobacco Retail License）を取得しなければなりません。

<関連サイト>

○シンガポール保健科学庁のタバコ関連規則のページ

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/tobacco.html

○タバコ（広告・販売管理）法およびその附属規則

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/health_products_regulation/legislation.html#Health%20Products%20Act

（7）電池、塗料、殺虫剤、溶剤など有害物質を含有する製品

電池、塗料、殺虫剤、溶剤など有害物質を含有する製品の輸入の際に求められる規制と同様の表示規制が輸送・保管・流通・販売段階においても適用されます。

（8）電気製品・ガス器具

電気製品・ガス器具の輸入の際に求められる規制と同様の表示規制が流通・販売段階においても適用されます。

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。